なお、本基本方針において使用する用語は、本法において使用する用語の例によるものとする。

Ⅰ　食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方向

１　事態の深刻度に応じ、事態の深刻化を防ぐことを目的とした対策

我が国の食料供給に影響を及ぼすリスクとして、気候変動に伴う異常気象や大規模な自然災害、家畜の伝染性疾病や植物病害虫、人の感染症、港湾等での輸送障害、諸外国での紛争や輸出規制など、国内外での様々な事象が想定される。一般にこれらの事象の発生そのものを予測することは困難であるが、当該事象が発生してから実際に我が国の食料供給に影響を及ぼすまでに一定の時間的猶予のあるものもある。

食料の供給不足やそのおそれによる国民生活や国民経済への影響を未然に防ぎ、又は軽減するためには、これらの事象により食料の大幅な供給不足が生じる兆候を捉えた段階から必要な措置を講じ、深刻な事態に至ることを防ぐことが重要である。

このため、食料供給困難事態対策の実施に当たっては、

①　食料供給困難兆候[2]

②　食料供給困難事態[3]

③　食料供給困難事態において、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されず、又は確保されないおそれがあると認めるとき[4]

といったそれぞれの事態（以下「食料供給困難兆候等」という。）の深刻度に応じ、その事態の深刻化を防ぐことを目的として必要な措置を講ずるものとする。

２　事業者の自主的な事業活動・経営判断を尊重した対策

食料供給困難事態対策には、措置対象特定食料等[5]の出荷販売業者等[6]に対する要請や計画[7]の作成・届出の指示等、必要な食料供給を確保するために食料供給に携わる事業者に対応を求める措置が含まれる。こうした措置には事業活動への制約を伴う場合もあり、事業者に対して経営上のリスクを及ぼす可能性がある。

このため、政府の介入を必要最低限にとどめる観点から、本法に基づく食料供給困難事態対策の実施については、事業者の自主的な経済活動に委ねていては十分な供給が確保できない場合に限ることが適当である。

そのため、

①　事業者の自主的な取組を促す要請を基本として、要請を行ってもなお、食料供給困難事態を解消することが困難な場合に限り、出荷販売計画等の作成・届出の指示を行うこと

②　届出のあった計画に沿って供給が行われたとしても当該事態を解消することが困難であると認めるときは、当初計画の内容等を考慮して計画を変更したとしてもその実行が可能と認められる者に対し、計画の変更の指示を行うこと

を基本として食料供給困難事態対策を実施することとする。

３　政府一体となった総合的な対策

食料供給困難事態対策には、

・　消費者の不安解消に向けた情報提供や働き掛け、

・　輸入相手国との外交対応や通関手続の迅速化と食品の安全性確保との両立、関税の減免等の輸入対策、

・　平素からの食料や生産資材の運送円滑化、保管施設の確保等の物流対策、

・　食料生産に必要な燃油の確保等のエネルギー対策

等、幅広い関係省庁の役割が想定される。これら関係省庁が連携し、必要な対策を効果的に講ずる観点から、本部の下で、政府一体となった総合的な対策を実施するものとする。

Ⅱ　食料供給困難兆候又は食料供給困難事態に該当するかどうかの基準

我が国の食料供給に影響を及ぼす可能性のある事象が発生した場合、食料供給困難事態対策を実施する必要の有無を判断する必要がある。

本法では事態の深刻度に応じて食料供給困難兆候及び食料供給困難事態の２つの区分を設けるとともに、食料供給困難事態におけるより深刻な段階として、本部の本部長が、「食料供給困難事態において、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されず、又は確保されないおそれがあると認めるとき」（本法第12条第３項）を規定している。

我が国の食料供給に影響を及ぼす可能性のある事象としては様々なケースが想定されるが、食料供給困難兆候等に該当するか否かについて適切かつ迅速に判断することが重要であることから、以下を目安として事態の該当性の判断を行うものとする。

---

[2] 本法第２条第３号に規定する事態。
[3] 本法第２条第４号に規定する事態。
[4] このとき、本法第７条第１項に規定する本部長は、本法第12条第３項の規定に基づき、その旨を公示する。
[5] 本法第９条第２項第１号に規定する、供給を確保すべき特定食料及び当該特定食料に係る特定資材。
[6] 本法第15条第１項、第16条第１項、第17条第１項並びに第18条第１項及び第３項に規定する出荷販売業者、輸入業者、農林水産物生産業者、農林水産物生産可能業者、加工品等製造業者及び加工品等製造可能業者。
[7] 本法第15条第２項に規定する出荷販売計画並びに第16条第２項、第17条第２項及び第18条第２項において読み替えて準用する本法第15条第２項に規定する、輸入計画、生産計画及び製造計画。